

糸島市こどもの権利条例逐条解説

目次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	1
第2条 定義	2
第2章 ひとりの人間としての大切なこどもの権利	
第3条 大切なこどもの権利	3
第4条 生命、生存及び発達に対する権利	3
第5条 差別されない権利	4
第6条 休み、自由に過ごすことができ豊かに育つ権利	4
第7条 考えを表明し参加できる権利	5
第8条 こどもにとって最もよいことが第一とされる権利	6
第3章 おとなの責務・役割	
第9条 市の責務	6
第10条 保護者の責務	7
第11条 行政区等の役割	8
第12条 事業所等の役割	8
第13条 育ち学ぶ施設の役割	8
第4章 施策の推進等	
第14条 施策の推進	9
第15条 こどもの権利の啓発	9
第5章 こどもの権利の侵害に対する相談及び救済	
第16条 相談及び救済	10
第17条 こどもの権利救済委員会の設置	11
第18条 救済勧告への対応	11
第19条 公表	12
第6章 雑則	
第20条 委任	12
附則	12

前文

こどもの権利とは、「こどもの基本的人権」です。すべてのこどもが生まれながらに持っているもの、そして生きていくために絶対に必要な特別な権利です。ゆえに、こどもの権利を行使する際に、こどもには義務も責任も伴いません。一方で、こどもの権利は、おとなの適切な知識と姿勢、働きかけがないと守ることができないため、おとなには、こどもの権利を守る責任があります。

世界のこどもたちの特別な権利を守るために児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。)が採択され、国内においてもこども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」といいます。)が制定されました。そして、これらの理念に基づいて一人ひとりのこどもの権利の保障と糸島市全体で「こどもにやさしいまちづくり」に取り組むため、市民の発意により、本条例の制定が目指されました。市民がこどもの権利の保障を願っていること。それは糸島市における大きな可能性です。

こどもの権利の理解を広めるだけでなく、こどもをはじめ、こどもの育ちにかかわるすべての人たちを、地域全体で支え、共に歩んでいくために、この条例を制定します。

糸島市に住まい、又は集う一人ひとりが当事者になり、こどもにやさしいまちを、こどもと共に目指していきましょう。

【解説】

■前文は、条文本体の前に置かれ、条例制定の背景や趣旨、決意などを述べたもので、条例の基本的な考え方を明らかにするものです。

- この条例は、子どもを含むすべての市民に内容を知ってもらえるよう、全文を通して親しみやすい表現とするため「ですます」調を用いています。
- 本条例においては、子どもが主役となるため、子ども自身がこの条例に親しみをもち、わかりやすいよう「こども」、「おとな」とひらがな表記としました。
- 解説では、読みやすいように、「子ども」「大人」と表記しています。意味は条文と変わりません。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、条約及び基本法に基づき、こどもの権利を保障し、こどもが、自らが有する権利を理解し、自らの意思で成長することの大切さをおとなと共に分かち合うことを通して、自分も他者も大切にし、いきいきと育つことができる、こどもにやさしいまちづくりの実現を目的とします。

■第1条は、「糸島市こどもの権利条例」の制定目的及び基本理念を明らかにしたものであり、条例の指針を示したものです。

➢ 「こどもにやさしいまちづくり」とは、子どもの権利の保障を目指して教育・保健・福祉などのサービスを提供することに加え、子どもが安心して過ごせたり、主体的にいきいきと活動や参画ができる様々な場を確保するなど、まち全体で包括的に子どもとその関係者を支えるまちづくり（施策およびその実施）を推進していくことを示しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) こども 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは通所し、又は市内で活動する18歳未満の人その他心身の発達の過程にある人をいいます。
- (2) おとな こどもの育ちにかかわるすべての人たちのうち18歳未満の人その他心身の発達の過程にある人以外の人をいいます。
- (3) 保護者 こどもの親権を行う人若しくは未成年後見人又はこどもを養育する人をいいます。
- (4) 行政区等 校区、行政区、隣組等の市内の自治組織をいいます。
- (5) 事業所等 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する法人や団体をいいます。
- (6) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

【解説】

■第2条では、「こども」と「おとな」の定義を規定しています。

●第1号の「こども」について

➢ 「こども」の定義は、児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）や児童福祉法と同様に、18歳未満としています。

➢ 「その他心身の発達の過程にある者」とは、こども基本法に即した定義であり、例えば育ち学ぶ施設に在籍する人など、18歳以上であっても、心身の発達の過程にある人を含みます。

●第2号の「おとな」について

➢ 「おとな」は、市民、市民以外に関係なく、第1号に規定する「こども」に関わる全て

の人としています。

●第5号の「事業所等」について

➤市内において主に営利を目的として事業を営む法人や団体のほか、市内で活動するNPO法人などの非営利活動を行っている団体についても幅広く含むものとしています。

●第6号の「育ち学ぶ施設」について

➤市内にある保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、フリースクール、放課後児童クラブのほか障がい児への支援を行う施設なども含まれます。

第2章 ひとりの人間としての大切なこどもの権利

【解説】

■第2章は、条約が定める、すべての子どもの権利の原則となる4つの権利を基本として規定しています。

➤子どもの権利を保障することは、第2条に定義する「おとな」の責任であり、義務であるとして、保障すべき基礎となる権利と考え方について、子どもの権利と併せて第3条から第8条までに示しています。

(大切なこどもの権利)

第3条 この章は、条約及び基本法に基づき、すべてのこどもが生まれながらにして持つ基礎となる権利を定めます。

2 この章に定めるもののほか、条約が定めるすべてのこどもの権利が守られます。

3 こどもの権利は、自分において大切な権利であるのと同様に、すべてのこどもにおいても大切であり、お互いに尊重すべきものです。

【解説】

■第3条は、本条例が条約及びこども基本法（以下「基本法」という。）に基づくことを規定しています。

➤第3項は、子どもが自分自身をかけがえのない大切な存在であることを認識し、また同時に他者にも権利があることを理解し、大切にすることが必要であることを定めています。

(生命、生存及び発達に対する権利)

第4条 こどもは、その命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして自分らしく成長できるよう、あらゆる支援を受けることができます。

2 おとなは、いじめ、あらゆる暴力、虐待、不当な扱い、無視などからこどもを守ります。

【解説】

■第4条は、条約の4つの原則のうち、条約第6条の「子どもの命が守られ成長できる権利」を規定しています。

➢第1項の「あらゆる支援」は、教育・保健・医療・福祉などの支援のことです。

(差別されない権利)

第5条 子どもは、自分や自分にかかわりのある人の人種や国籍、皮膚の色、見た目、性のあり方、言語、宗教、考え方、障がい、経済状況、学力、年齢、出生、社会的身分など、いかなる理由でも差別されません。

【解説】

■第5条は、条約の4つの原則のうち、条約第2条の「差別されない権利」を規定しています。

➢「自分や自分にかかわりのある人の～」とあるように、例えば、保護者や兄弟姉妹の行動や考え方によって、子ども自身の参加する権利などが侵害されることがないようにしなければなりません。

➢条文中の「学力」については、子どもからの、「学力の違いにより差別されることがある」などの意見を尊重し定めたものです。

(休み、自由に過ごすことができ豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、安心して休むことができ、また自由に過ごすことができる時間と環境を持つことができます。

2 子どもは、豊かに育つために、自由に遊び、学び、又は様々な芸術的、文化的、社会的な活動やスポーツなどを行うことができます。

3 おとなは、子どもが安心して休むことができ、自由に過ごすことができる時間と環境を適切かつ平等に確保します。

【解説】

■第6条は、条約の4つの原則ではありませんが、本市が子どもの大切な権利と考えるうえで特徴的なものであり、子どもが安心して休み、自由に過ごすことができる時間と環境を持つことを保障し、また様々な活動に参加することにより、人間性豊かに育つ権利を規定しています。

➢この条文は、子どもからの意見を基に定めたものです。

➢子どもからの声をきくために実施したワークショップでは、
・「ゆっくり休みたい」

- ・「自由に過ごしたり、遊べる場所や時間が欲しい」
- ・「いろんなイベントに参加したい」といった意見がありました。

子どもには、休む時間が必要であり、「休んだり、ぼうっとしたり、好きなことをしたりと、何をしてもよい余暇の時間」を持つことも大切です。

また、大人は、子どもが他者から侵害されることのない私生活を尊重し、安心して休むことができるよう考慮することや、子どもの自主性に基づき、自分らしく遊び、学び、様々な活動を行う環境を整備することも必要です。

これらは、子どもが学校以外で多様な学びを得、人間性豊かに育つことができる要因の一つと考えられるため、本市における大切にしたい権利としてこの条文を定めました。

(考えを表明し参加できる権利)

第7条 こどもは、すべてのことについて、自分なりの方法で考えを表すことができます。

2 こどもは、ひとりの人間として、こどもにかかわりのあるすべての場に参加することができます。

3 おとなは、こどもが考えをまとめ、表せるよう支援し、そのための時間と環境を確保します。

4 おとなは、こどもが表した考えを、そのこどもの年齢や発達に応じて尊重します。

【解説】

■第7条は、条約の4つの原則のうち、条約第12条の「子どもが意見を表明し参加できる権利」を規定しています。

●第1項及び第2項について

➢子どもは自分に関わりがある事柄や、影響を及ぼす全ての場面に参加することができ、自由に意見を表すことができます。

➢意見を表すということは、子どもがその考えを述べるということのみならず、例えば進学先や就職先など、将来に関わることを子ども自身が主体的に選択するという事も含んでいます。

➢第1項の「考え」とは、まとめられた見解や意見などに限らず、子どもの自由な思いや発想、思い付き、つぶやきなど幅広く含みます。言語のみならず、絵、身振り、表情などの非言語のものも含みます。

➢第2項の「参加」とは、例えば会議に出席することのみならず、地域社会の中で夏祭りなどの行事に行き楽しむことや、安心できる居場所で休息をとることなど、子どもに関わりのある様々な機会を幅広く含みます。

●第3項及び第4項について

- 大人は子どもの意見表明について、意見形成の支援と意見の尊重が求められます。
- 第3項においては、大人が子どもの意見形成の支援を行うことを示しており、意見の聞き方や時間・場所・機会づくり、意見を聴く人材の確保や育成を含めた環境づくりに努めることを定めています。
- 第4項においては、子どもの意思の表出やそれらをまとめ、表明された考えを、大人が尊重することを定めています。

(子どもにとって最もよいことが第一とされる権利)

第8条 子どもは、自分にかかわりのあるすべてのことについて、何が自分にとって最もよいことかを第一に考えてもらい、説明してもらうことができます。

- 2 おとなは、子どもに関することを取り決めるときは、子どもそれぞれの個性やちがいを認め、その人格や考えを尊重します。
- 3 おとなは、子どもが安全な環境で安心して育つために、子どものプライバシーを守ります。

【解説】

■第8条は、条約の4つの原則のうち、条約第3条の「子どもの最善の利益が第一に考慮される権利」を規定しています。

- 第1項は、大人は、子どもの最善の利益を第一に考慮する必要があることを定めています。また、最善の利益を単に考えるだけでなく、子どもにその理由を説明する必要があります。
- 第2項は、子どもの最善の利益を考える際は、大人の「決めつけ」や「押しつけ」をせず、それぞれの子どもの人格や個性などを尊重することが大切であることを定めています。

第3章 おとなの責務・役割

【解説】

■第3章は、大人の役割や責務を規定しています。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもにやさしいまちづくりのために必要な子ども施策を策定し、実施する責務を有します。

- 2 市は、おとながそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、また、すべての子どもが安心して過ごし、子どもが必要としている社会資源とつながることができるよう、必要な支援を行います。

【解説】

■第9条は、市が先頭に立ってこの条例を推進する立場にあることから、その責務を規定しています。

➤第1項の「関係機関」とは、第2条に定める「おとな」「行政区等」「事業所等」「育ち学ぶ施設」のほか、警察、医療機関など、子どもに関わる個人、事業所及び団体などを示しています。

➤第2項は、子どもに関わる大人や関係機関が互いに協力し、それぞれの責務や役割を果たすことができるよう、市が総合的に調整する役割を担うことを定めています。例えば、こどもの総合的な相談窓口の設置や、子どもの状況、年齢及び発達に応じた安心して過ごせる場の創出、子育て支援団体などの社会資源につなげるなど、必要な支援を行わなければならないことを定めています。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、その養育するこどもにとってかけがえのない存在であり、こどもの養育及び発達において第一義的責任を有することを自覚し、こどもの権利を尊重した子育てに努めます。

2 保護者は、地域社会がこどもの豊かな人間性と社会性を養う場になり得ることを認識し、こどもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な環境の形成に努めます。

【解説】

■第10条は、保護者が果たすべき責務について規定しています。

➤第1項は、子どもが深い愛情をもって育てられる家庭環境がかけがえのないことを認識し、子どもの成長・発達において必要な環境を確保することが重要な責務であることを定めています。

➤保護者は、子どもを信頼し、子どもが主体的に育つことを支援し、また、体罰、暴言、過剰な叱責、ネグレクトなどの虐待や不適切な養育をしないよう、子どもの権利を尊重した子育てに努めることを定めています。

➤第2項は、保護者が、子どもは家庭環境の中だけではなく、地域社会で様々な人と接し、様々な経験を得ることで豊かな人間性や社会性をはぐくむということを認識し、子どもが安心して遊んだり、学んだり、スポーツや文化的な活動などに参加する機会を見守り、また提供できるような良好な環境を整えるよう努めることを定めています。

➤「良好な環境を整える」とは、保護者が、子どもが様々な活動に参加できるよう休みや余暇の時間を確保したり、必要に応じて地域社会の様々な人に子育てに関する協力を求めることを示しています。

(行政区等の役割)

第 11 条 行政区等は、子どもをかけがえのない地域社会の一員と認め、温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めます。

2 行政区等は、地域社会のつながりを生かしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもにやさしいまちづくりのための活動とそのための人材育成の推進に努めます。

【解説】

■第 11 条は、行政区等の役割について規定しています。

➢子どもとは、第 2 条の定義のとおり、行政区等に居住する或いは自治組織等に参加している子どもに限定されるものではありません。

➢第 1 項では、行政区等の構成員の大人は、子どもが地域社会の一員としてなくてはならない存在であることを認識し、見守ることで、子どもが安心して生活できるような環境づくりに努めることを定めています。

➢第 2 項は、子どもが地域の様々な資源に触れ、家庭や学校などでは得られない気づきや成長を促すことにつながるよう、市・保護者・事業所等・育ち学ぶ施設などと連携し、子どもが育ちやすい環境とそのための人材づくりに努めることを定めています。

(事業所等の役割)

第 12 条 事業所等は、子どもにやさしいまちづくりのために、子育てへの理解を深め、子どもと子育てにかかわる人を応援するよう努めます。

【解説】

■第 12 条は、事業所等の役割について規定しています。

➢事業所などの構成員の大人は、子どもだけではなく、子育てに関わる大人も含め支援していくことを定めています。

➢仕事と子育ての両立支援のために、働きやすい職場環境に取り組むことなどを定めています。

(育ち学ぶ施設の役割)

第 13 条 育ち学ぶ施設は、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っていることから、子どもが安心して過ごせる場と、子どもが子どもの権利を理解し、自分と他者の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会の創出に努めます。

2 育ち学ぶ施設は、その運営に子どもの意見を取り入れ、かつ参加できる仕組みづくりに努めます。

3 育ち学ぶ施設は、子どもが安心して過ごせる場と学ぶ機会の保障のために、他の育ち学ぶ施設と相互に連携します。

【解説】

■第13条は、育ち学ぶ施設の役割について規定しています。

➤育ち学ぶ施設は、全ての子どもが社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う重要な役割を担っています。育ち学ぶ施設が、子どもが安心して過ごせる場と、集団生活を通じて、自分と他者の権利の大切さを学ぶ機会を創出するよう努めることを定めています。

➤第2項では、子どもが日常的に過ごす育ち学ぶ施設に、子どもの意見が反映されること、かつその仕組みづくりに努めることを定めています。

➤第3項では、例えば子どもが通う学校と不登校の子どもが通う居場所との連携など、子どもが安心して過ごせる環境の確保と学ぶ機会の保障のために、連携する必要があることを示しています。

第4章 施策の推進等

(施策の推進)

第14条 市は、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けたこども施策を推進する計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市は、推進計画を策定し、又は見直すときは、糸島市こども施策推進協議会の意見を聴くとともに、こどもやおとなの意見を聴き、反映させるための措置を講じるものとします。

3 市は、推進計画を策定し、又は見直したときは、これを公表します。

【解説】

■第14条は、市は子どもの権利を保障し、まち全体で包括的に子どもとその関係者を支えるまちづくりの実現に向けた、子ども施策を推進するための計画を策定することを規定しています。

➤推進計画の策定に関しては、「糸島市こども施策推進協議会」や子どもや大人の意見を反映させることなど、策定体制や情報の公開などについて定めています。

(こどもの権利の啓発)

第15条 市は、こどもやおとな、行政区等、事業所等、育ち学ぶ施設などと協働し、こどもの権利の啓発を行います。

2 市は、こどもやおとな、行政区等、事業所等、育ち学ぶ施設などが行うこどもの権利についての学習、研修、広報等の取組に対し、必要な支援を行います。

【解説】

- 第15条は、市は、子どもの権利を啓発する際には、子どもをはじめとして、保護者、行政区等、事業所等及び育ち学ぶ施設などと協働し、子どもの権利の啓発を目的としたあらゆる機会や場の創出に取り組むことを規定しています。
- 第2項は、市は一人ひとりの理解を深めるため、子どもや大人が学習などの取り組みを行う場合には、取組の周知や出前講座の開催など、必要な支援を行うことを定めています。

第5章 こどもの権利の侵害に対する相談及び救済

(相談及び救済)

第16条 市は、こどもやその関係者がこどもの権利の侵害について相談することができる場と機会を設け、相談内容やこどもが置かれている状況を踏まえて、適切な社会資源へつながりなどの支援を行います。

2 市は、こどもの権利が侵害されているときは、関係機関等と連携し、こどもの権利の救済及び回復を図るため必要な支援を行います。

【解説】

- 第16条は、子どもが権利を侵害されたと感じた時に、相談する場や権利の救済を求める場を設置することを規定しています。また、その前提として、子どもや関係者が相談につながるきっかけはさまざまなので、子どもの多様な境遇とニーズに応じ、多様で安心できる雰囲気づくりなどに、市民などと協働しながら配慮することを規程しています。
- 第1項の「関係者」は、権利侵害を受けた子どもの保護者や権利侵害の加害者などを示しています。
- 市は、権利救済が必要と認められなくても、相談内容に沿って適切な社会資源につながるとともに、当該子どもやその関係者からの相談などを受けていない場合においても、子どもの権利の救済が必要だと判断した場合は、必要な支援を行うことを定めています。
- 第2項の「関係機関等」は、児童相談所や保健福祉事務所、警察、民生委員、児童委員、人権擁護委員、医療機関などを示しています。

(こどもの権利救済委員会の設置)

第 17 条 市は、こどもの権利の救済を適切かつ迅速に図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、糸島市こどもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を置きます。

2 救済委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 市に相談したにもかかわらずこどもの権利の救済及び回復が図られない子どもやその関係者の申立てを受け、必要な調査、調整を行います。

(2) こどもの権利の救済及び回復に関し、市長から諮問されたことについて、調査審議し、意見を述べます。

(3) こどもの権利の救済及び回復のために必要な支援を行うよう市長に勧告（以下「救済勧告」といいます。）をすることができます。

3 救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

■第 17 条は、前条に規定する権利の救済及び回復を図るために設置する救済委員会について規定しています。

➤第 2 項は、救済委員会の職務内容を定めており、救済委員会は、申立てに対し、市や関係者への聴き取りなど必要な調査、調整を行い、こどもの権利の救済及び回復のために必要な支援を行うよう市長に勧告する機能を有します。

第 2 号の「市長から諮問されたこと」とは、第 16 条に規定する相談や支援内容について、こどもの権利の救済及び回復を図るために、市長が救済委員会に対し意見を求めることなどをいいます。

➤第 3 項は、救済委員会が市長の附属機関として位置づけられることから、その細目については規則で定めることとしています。

(救済勧告への対応)

第 18 条 市長は、救済委員会から救済勧告があった場合は、それに従わなければなりません。

2 市長は、救済勧告に対する対応状況を救済委員会に報告しなければなりません。

【解説】

■第 18 条は、救済委員会が市長に対し救済勧告を行ったときは、市長がその対応を行う義務があることについて規定しています。

➤第 2 項は、救済勧告に対し、市長が子どもの権利の救済及び回復のために行った対応状況及び結果について、救済委員会に報告する義務があることを定めています。

(公表)

第 19 条 救済委員会は、救済勧告とその対応状況について公表することができます。

2 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護など人権に必要な配慮をしなければなりません。

【解説】

■第 19 条は、救済委員会が救済勧告を行ったときは、救済勧告と市が行った対応状況及び結果について、公表することができることを規定しています。

➤第 2 項は、救済委員会は、前項の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に配慮する義務があることを定めています。

第 6 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

■第 20 条は、第 5 章に規定する救済委員会に関する事など、この条例を施行するに際して、必要な事項を規則などにより定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 5 章の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

【解説】

■附則では、条例の施行期日について規定しています。

➤第 5 章に規定する相談機関や救済委員会に関する事については、その施行までに実施体制などの準備を要することから、施行までに一定の期間を設けるものとしています。